

京都市告示第154号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年5月20日

京都市長 門川大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
田中経23号線	左京区田中玄京町176番地の1地先から 同区田中馬場町152番地地先まで	告示の日
栗田経9号線	東山区教業町689番地の6地先から 同町707番地地先まで	同上
栗田経21号線	東山区教業町666番地の1地先から 同町689番地の6地先まで	同上
栗田緯13号線	東山区長光町627番地地先から 同区教業町689番地の7地先まで	同上
山科御陵緯7号線	山科区御陵別所町72番地の3地先から 同町83番地の3地先まで	同上
梅津経36号線	右京区梅津林口町1番地の1地先から 同区梅津北浦町19番地の9地先まで	同上
山ノ内140号線	右京区西院笠目町7番地の5地先内	同上
大原野25号線	西京区大原野上里北ノ町906番地の3地先から 同町902番地の1地先まで	同上
大原野46号線	西京区大原野上里南ノ町40番地の1地先から 同区大原野上里北ノ町906番地の3地先まで	同上
深草緯4の1号線	伏見区深草相深町8番地の8地先から 同町17番地地先まで	同上
深草緯73号線	伏見区深草一ノ坪町26番地の3地先から 同町49番地の4地先まで	同上

(建設局土木管理部道路明示課)